

④ 配当優先株式の評価

Q : 配当優先株式の評価方法が明らかになったようですが、どのように評価するのですか？

A : 類似業種比準方式又は純資産価額方式に準じて評価します。

【解説】

国税庁はさきごろ、配当優先株式の評価方法を明らかにしました。

それによりますと、配当について優先・劣後のある株式を発行している会社の株式を評価する場合には、原則として、普通株式と同様に類似業種比準方式又は純資産価額方式に準じて評価しますが、類似業種比準方式を算定する場合の1株あたりの年配当金額については、配当優先株の配当を基準として計算することとされました。

(例) 1株あたりの年配当金額の計算

発行済株式総数 60,000株

(内配当優先株式 20,000株)

年配当金額

- ・ 直前期 配当優先株式 1,000千円
普通株式 1,800千円
- ・ 直前々期 配当優先株式 1,000千円
普通株式 1,800千円

- ① 配当優先株式の1株あたりの年配当金額
(1,000千円 + 1,000千円) ÷ 2 ÷ 20,000株 = 50円
- ② 普通株式の1株あたりの年配当金額
(1,800千円 + 1,800千円) ÷ 2 ÷ (60,000株 - 20,000株) = 45円

